

ボランティア受入れに関するガイドライン

ボランティアに関する要請の際は、原則的に事前にセンターへの団体登録が必要です。本学と包括連携協定を締結している団体及び公共団体（自治体）は登録手続きを省略することが出来ますが、活動依頼の際は首長名での公式文書の提出が必要となります。また、個人からの依頼はお受けしておりません。

1. 団体登録について。

所定の申請用紙（様式1）を提出いただき、運営会議での審査後に登録可否を連絡します。審査等に期間を要しますので、余裕を持って登録申請をしていただく必要があります。

また、団体登録手続きは年度ごとに更新する必要があります。

ただし、以下の活動を行う（おそれのある）団体は、登録できません。

- (1) 政治的・宗教的活動を目的とする団体
- (2) 営利活動を行う団体

2. 情報の提供・周知協力について

団体登録後または同時に、所定の申請用紙（様式2）を提出いただき、運営会議での審査または委員の承認を得たのちに、承認可否を連絡します。審査等に期間を要しますので、余裕を持って申請をしていただく必要があります。

承認後、HPでの広報・登録者へのメール周知を行います。

申込み受付等は依頼団体が行い、活動後には報告書（様式4）を提出していただきます。

3. 協力活動の承認について

団体登録後、所定の申請用紙（様式3）を提出いただき、運営会議での審査ののち承認の可否を連絡します。審査等に期間を要しますので、余裕を持って申請をしていただく必要があります。

同じ活動を年間に複数回行う場合は、初回にまとめて申請することが出来ますが、活動内容等に変更があった場合（活動期間の変更など）は、再度申請していただく必要があります。

承認後、HPでの広報・登録者へのメール周知・申込み者のとりまとめ・依頼団体との連絡調整等をセンターが行います。

また活動後、依頼団体に報告書（様式4）を提出していただきます。

なお、登録が認められた団体であっても、以下の活動については承認することは出来ません。

- (1) 労働に対価が発生する活動
- (2) 危険が伴う活動
- (3) 本来、有資格者によってなされる活動
- (4) 水泳監視、ベビーシッター、病人の介護等の人命にかかわることが予想される活動
- (5) 車の運転を必要とする活動
- (6) 特定の政治組織や宗教団体への加入を強要・勧誘するような活動
- (7) 日本国または国際法上の法令に抵触するおそれのある活動
- (8) 公序良俗に反する、または犯罪的行為を誘発するおそれのある活動
- (9) 第三者に損害または不利益を与えたり、第三者を誹謗中傷する活動
- (10) 情報が虚偽または誇大の内容の活動
- (11) 情報に関する責任体制が明確でない活動
- (12) 弘前大学の信用を失墜するような活動
- (13) 学生にふさわしくない活動
- (14) その他、弘前大学ボランティアセンターが不相当と判断した活動

4. 海外でのボランティア活動については、事業ごとに運営会議にて審議，判断します。

5. 団体登録の取り消しについて

依頼のあった活動について、上記3. (1) ~ (14) の内容が確認された場合は団体登録を取り消す場合があります。